

本県の学校における食育推進状況

～令和元年度・令和2年度 各校における「食に関する指導」実施状況調査結果の比較～

群馬県教育委員会健康体育課

I 調査目的

「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。

そこで、今年度における各校の食に関する指導実施状況（予定も含む）を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とするものである。

II 調査対象

県内公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校

	令和元年度	令和2年度
公立小学校	306校	303校
公立中学校	162校	162校
公立特別支援学校	17校	17校
計	485校	482校

III 回答者

各校において食育を推進する上で中核となっている方

IV 調査期間

令和元年度：令和元年11月25日（月）～12月13日（金）

令和2年度：令和2年11月27日（金）～12月18日（金）

V 調査事項

- 1 食育推進体制の整備について
- 2 食に関する指導について
- 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画について
- 4 食に関する個別指導について
- 5 食育教材等の活用について
- 6 家庭・地域との連携について

VI 調査方法

群馬県総合教育センターWeb 内の調査回答入力フォームに各校が入力する

1 食育推進体制の整備

(1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



- 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校、特別支援学校において100%となっている。食育の推進を専門に担う組織・委員会を校務分掌に位置付けている学校や、既存の組織（学校保健委員会や健康教育推進委員会）が食育の推進も担うこととして校務分掌に位置付けている学校など、各校の実態に応じて組織・委員会が設置されている。

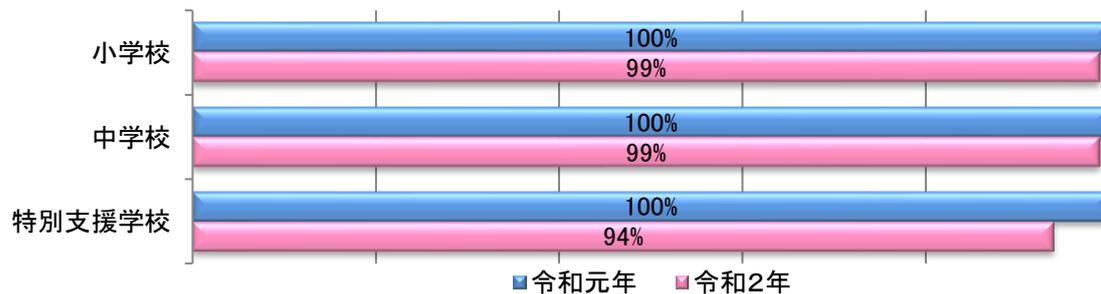
(2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



- 食育の推進を中心となって担う教員（食育推進担当）の校務分掌への位置付けは、小学校・中学校において100%となっている。
- 食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。
- ・食に関する指導の全体計画及び学年別年間指導計画の作成・見直しに関すること
 - ・教職員の連携・調整に関すること
 - ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
 - ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
 - ・「食」に関する情報提供や情報交換に関すること

2 食に関する指導

(1) 食に関する指導の実施

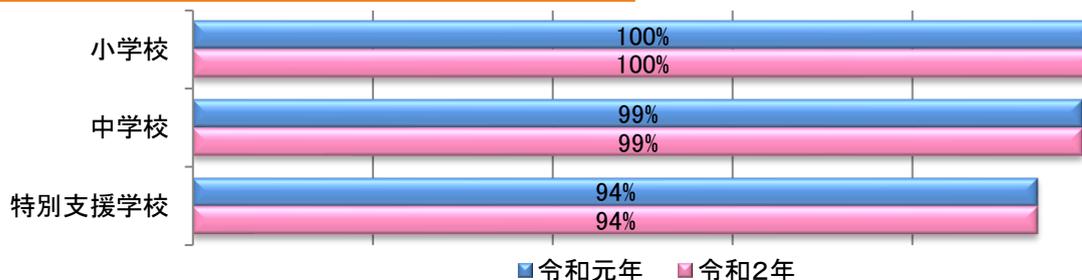


(2) 食に関する指導の全体計画の作成

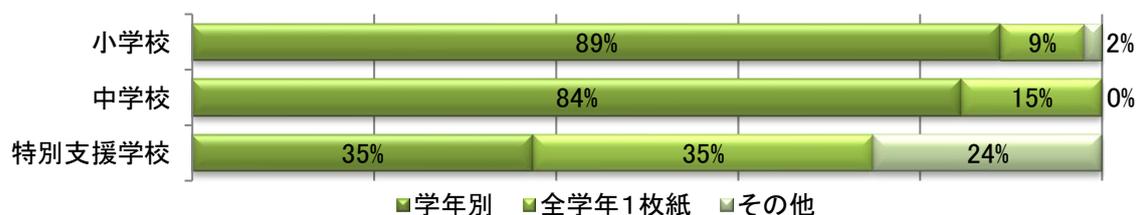


- 食に関する指導の全体計画は、すべての小学校・中学校・特別支援学校において作成されている。

(3) 食に関する指導の年間指導計画の作成

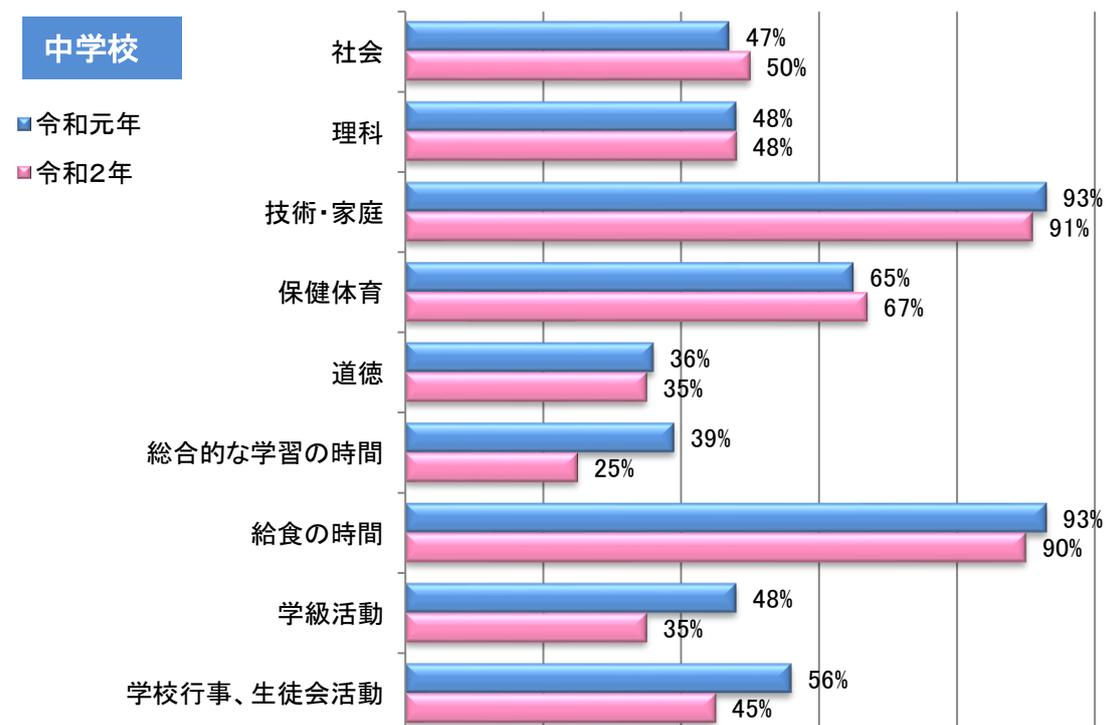
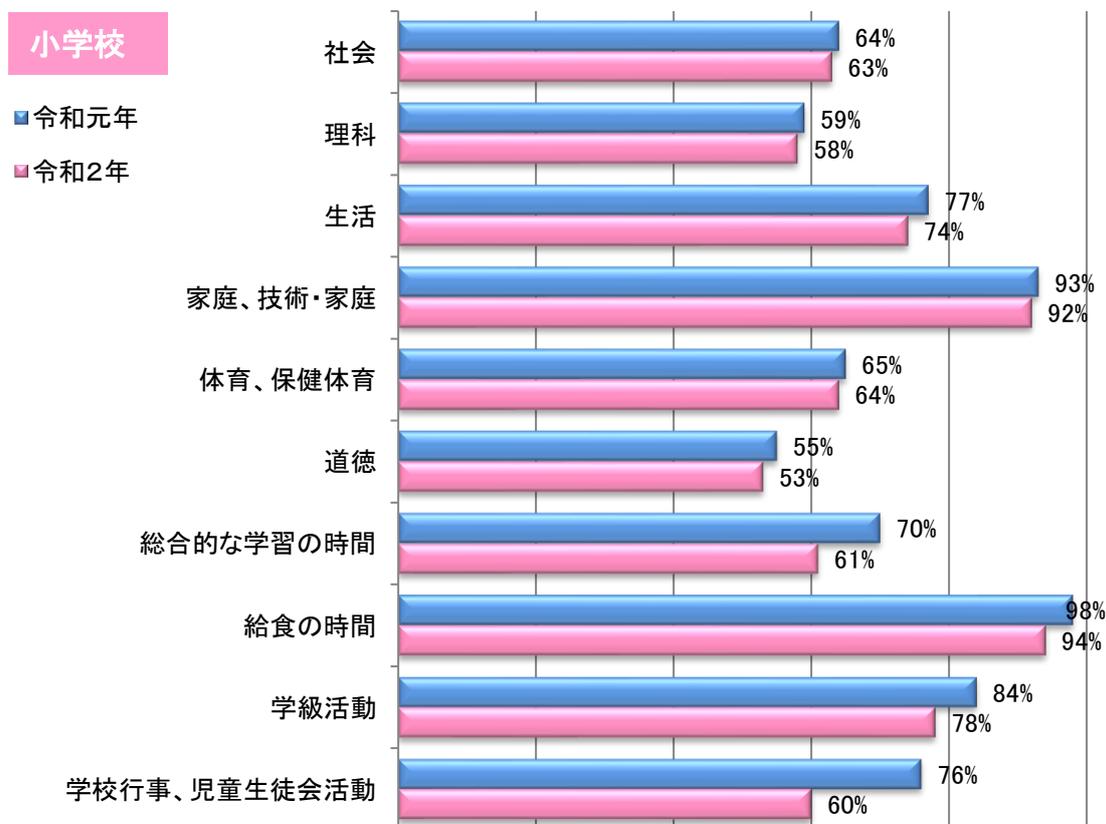


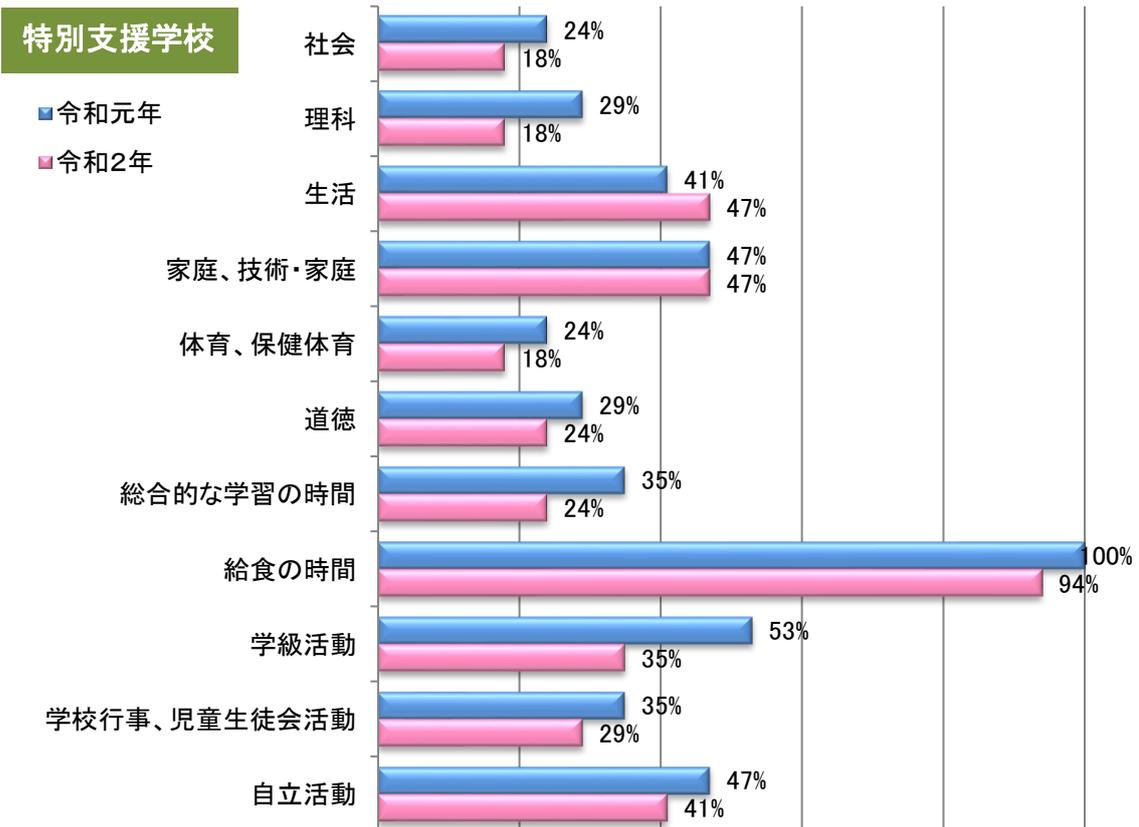
(参考) 年間指導計画の様式とその作成率 (令和2年度)



- 群馬県食育推進計画（第3次）（ぐんま食育こころプラン）では、「食に関する指導の学年別年間指導計画を作成し推進している小学校・中学校の割合を令和2年度までに100%にする」ことを目標として掲げている。関連教科等における食に関する指導場面が明確にされた「学年別年間指導計画」を活用し、食育の視点を意識した指導を実施することが重要である。

(4) 教科等における食に関する指導の実施状況

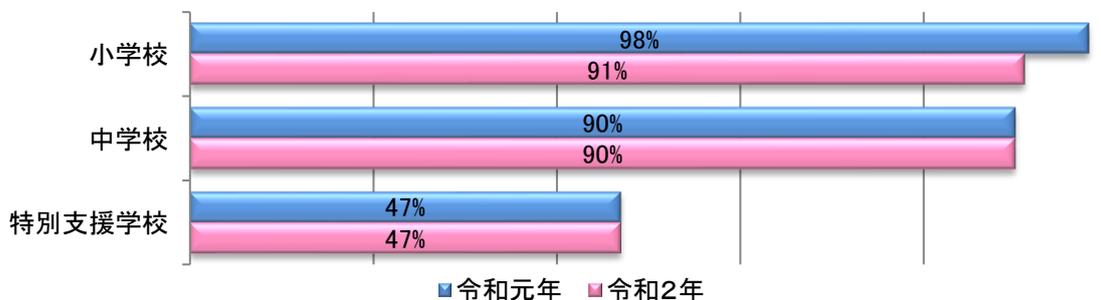




○ 学習指導要領では、食育を中心的に推進する教科等として、体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、特別活動が挙げられている。また、関連する教科等においても、各教科等の目標を達成する観点から食に関する内容や教材を扱い、食育の視点を明確にした指導を行うことで教育活動全体を通じて食育を推進するとしている。

各校における全体計画及び年間指導計画の作成率がほぼ 100%となっている現在、計画で示した事項について、年度当初に教職員全体で共通理解を図り、教科等の授業の中で食に関する指導を意図的・計画的に実施していくことが大切である。

(5) 全体計画・年間指導計画に基づいた食に関する指導の評価の実施状況

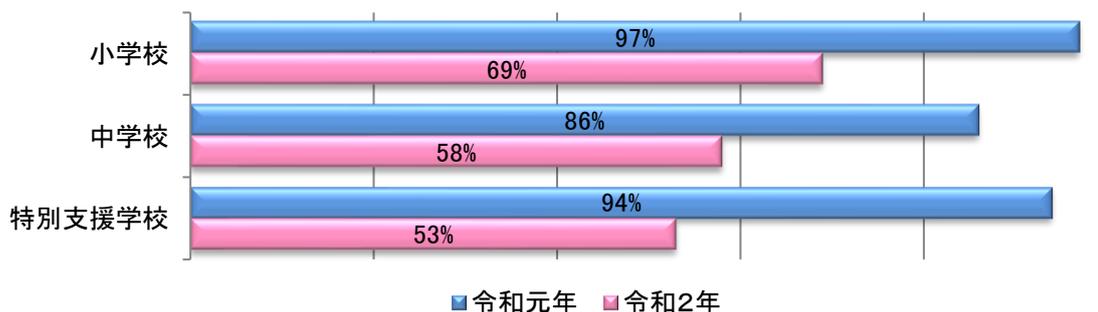


○ 学校における食育は、学校の教育活動全体を通じて総合的に推進することにより成果が期待できるものであるため、その成果を検証するためには、食育の推進体制や計画の推進状況、計画推進の結果得られた効果等について評価を行うことが大切である。

○ 評価結果を踏まえて、食育推進組織において公表することで相互理解を深め、推進体制を改善・強化したりすることが求められている。

3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画

(1) 栄養教諭・学校栄養職員の活用

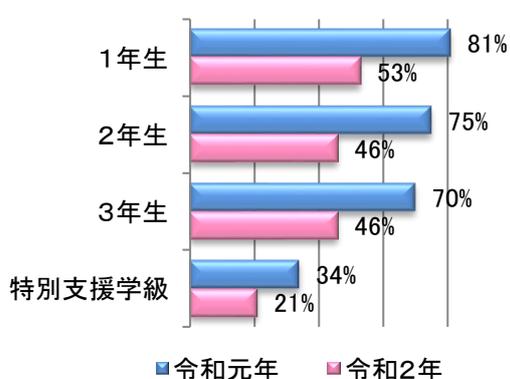


(2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用

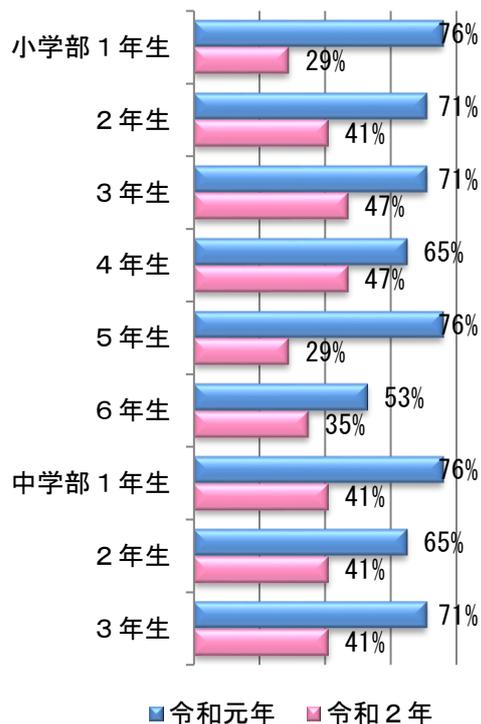
小学校



中学校



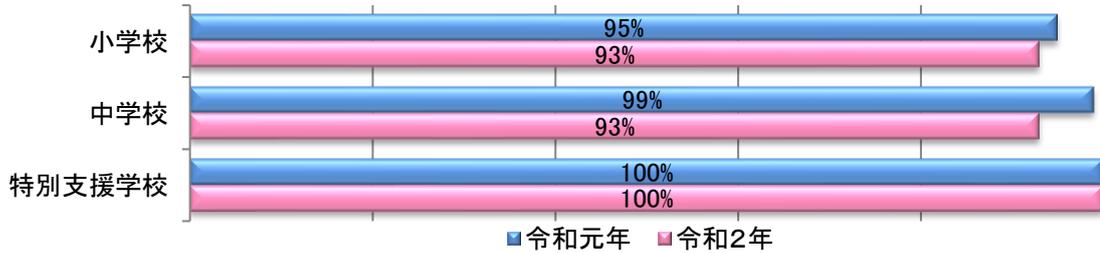
特別支援学校



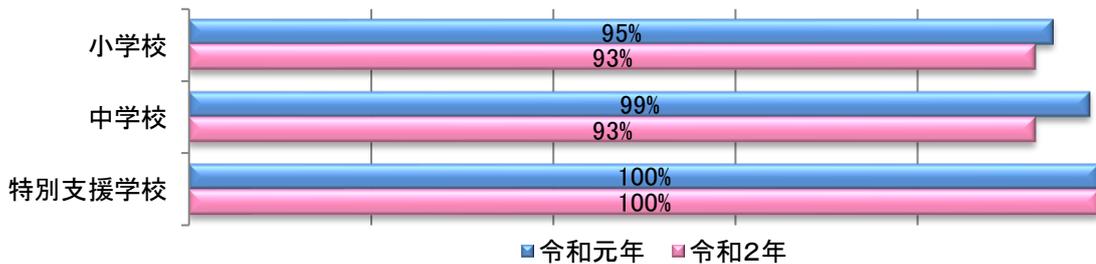
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、栄養教諭・学校栄養職員を活用した食に関する指導は大きく減少した。
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」には、「会食にあたっては、飛沫を飛ばさぬよう机を向かい合わせにしない」「大声での会話を控える」等の対応の必要性が示され、従来通りの食に関する指導を行うことが難しくなっている。今後は、新しい生活様式に対応した食に関する指導を工夫していく必要がある。

4 食に関する個別指導

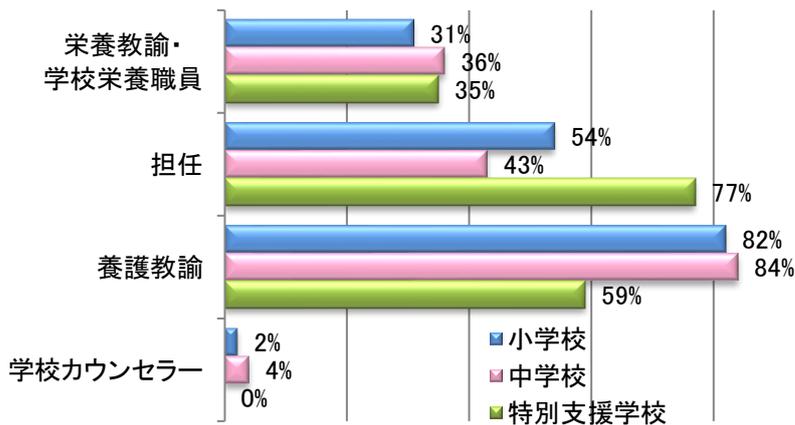
(1) 食に関する個別指導を実施する必要があると考えられる児童生徒がいた学校の割合



(2) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導を実施した学校の割合

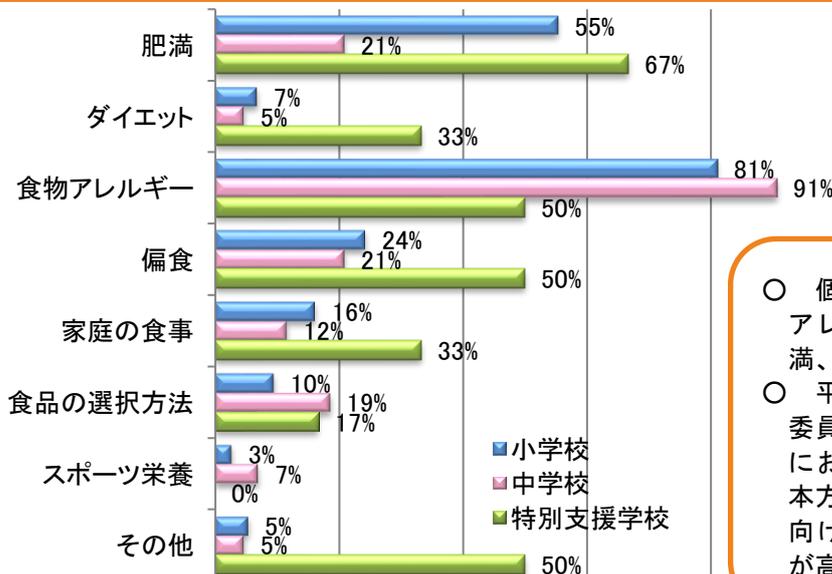


(3) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導にあたった教職員の内訳(令和29年度)



○ 食に関する課題を有する児童生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して、個別の事情に応じた対応や相談指導を行うことが大切である。

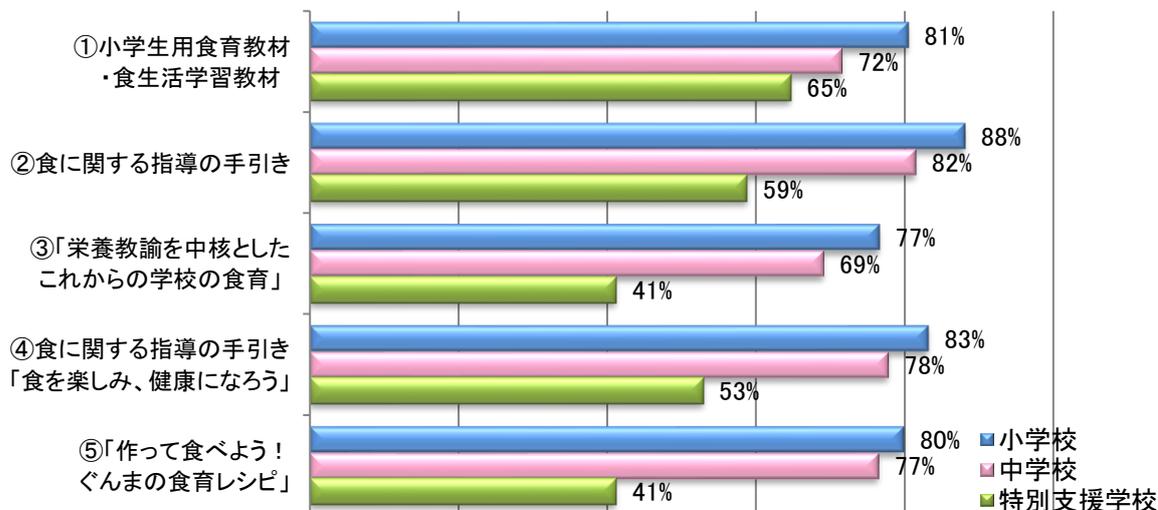
(4) 上記(3)における、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する個別指導の内容



○ 個別指導の内容としては、食物アレルギーが最も多く、次いで肥満、偏食が挙げられる。
○ 平成29年11月に群馬県教育委員会で作成された「小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針」をもとに、肥満の改善に向けた個別指導を実施した割合が高くなっている。

5 食育教材等の活用（令和2年度）

（1）食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



① 小学生用食育教材・食生活学習教材（文部科学省）



文部科学省が作成している食育冊子。小学生用食育教材は平成28年2月に配付され、食事の重要性や望ましい生活習慣の必要性について、各教科・領域や給食の時間の中で効果的に学習できるよう工夫されている。食生活学習教材（中学生用）は平成21年3月に作成され、文部科学省のHPに掲載されている。指導者用もある。

② 食に関する指導の手引—第二次改訂版—（文部科学省）



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価等について記載した手引書。学習指導要領の改訂を踏まえて平成31年度3月に改訂された。

③ 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省）



これからの学校の中で栄養教諭を中核として食育を推進する際の一連の取組を「計画」「実践」「評価」「改善」のPDCAサイクルに基づいて明確に示した冊子。栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職員を対象に平成29年5月に作成された。

④ 食に関する指導の手引き「食を楽しみ、健康になろう」（群馬県教育委員会）



小・中学校の9カ年を見通した継続的・系統的な食育を目指し、食に関する指導の全体計画、年間計画、学級活動の時間における指導事例を体系的に示した手引書。平成17、18年に各校の担任、養護教諭、学校栄養職員に配布。CD-ROM版は各校に配付。

⑤ 「作って食べよう！ぐんまの食育レシピ」（群馬県教育委員会・群馬県）

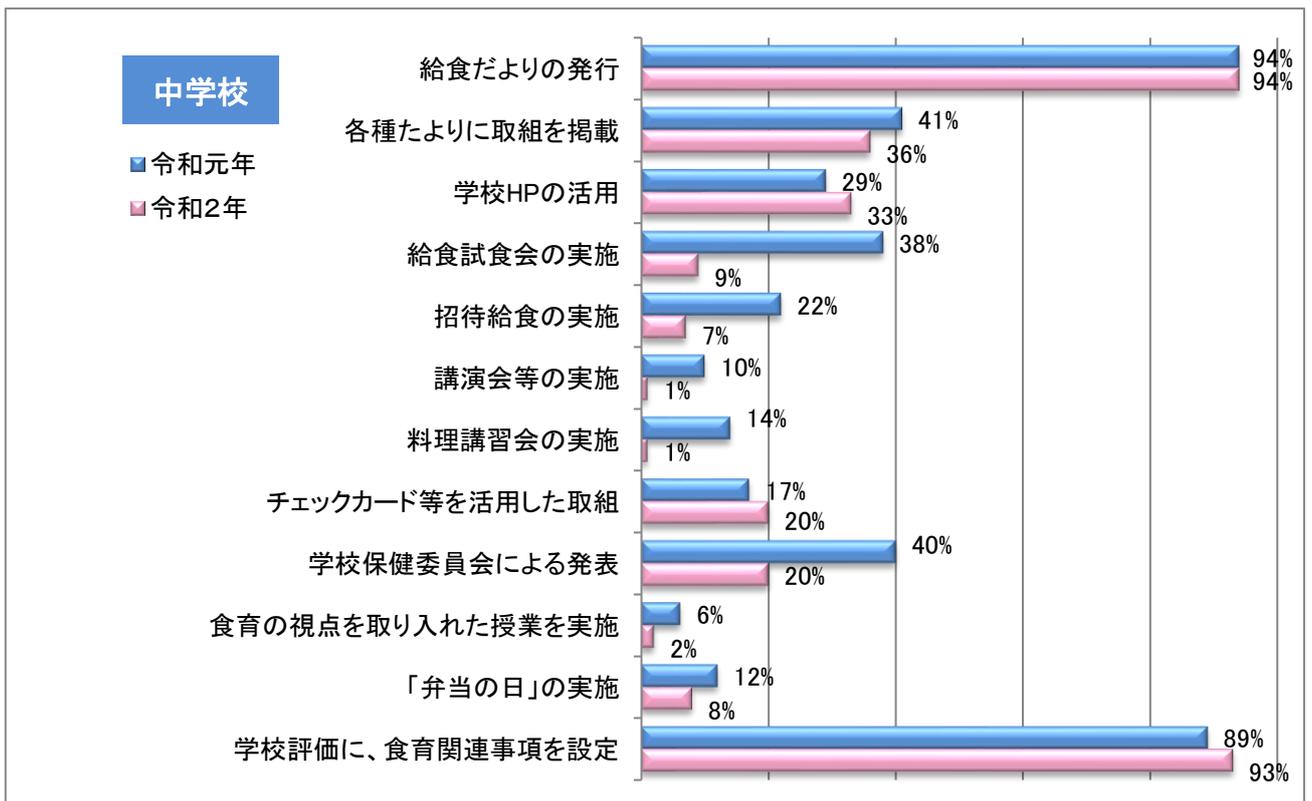
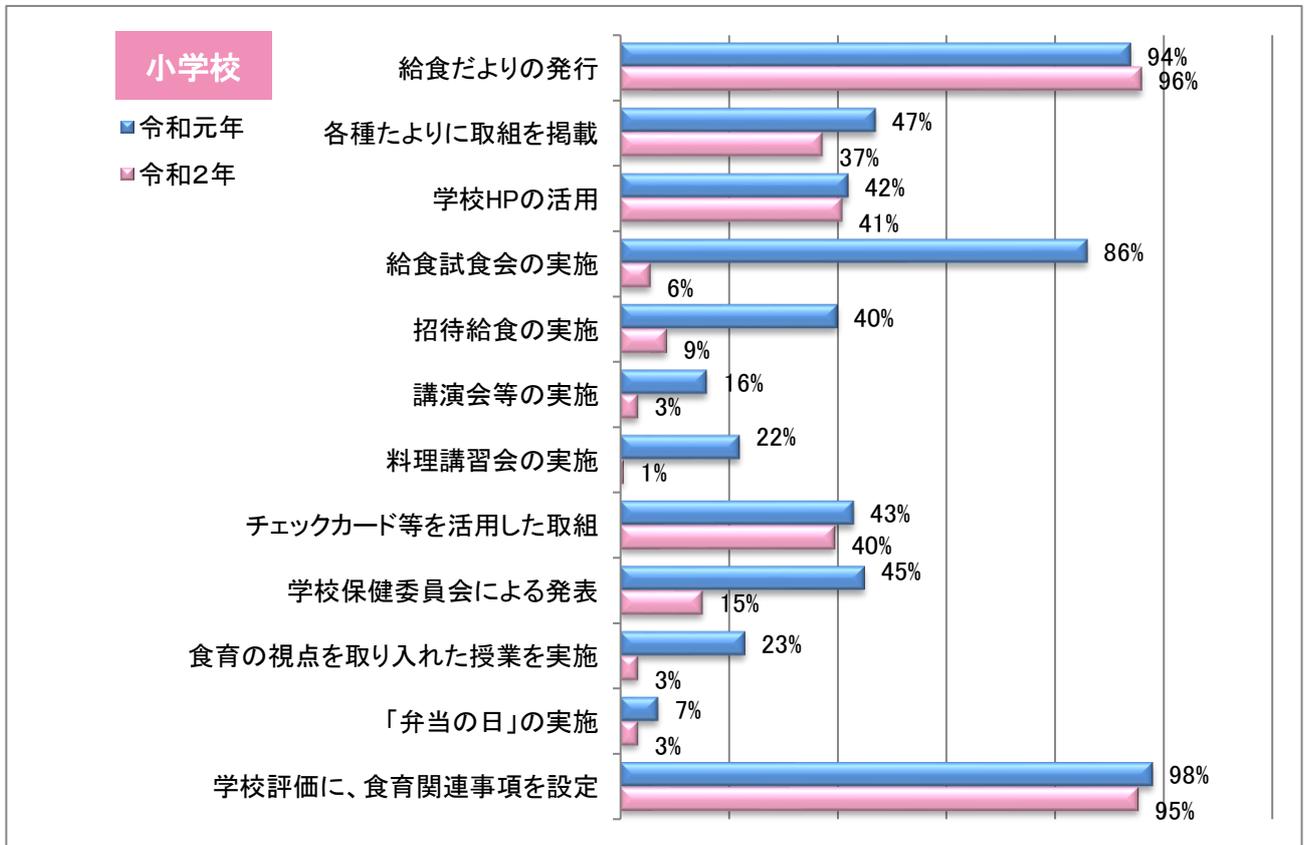


子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=732

6 家庭・地域社会との連携

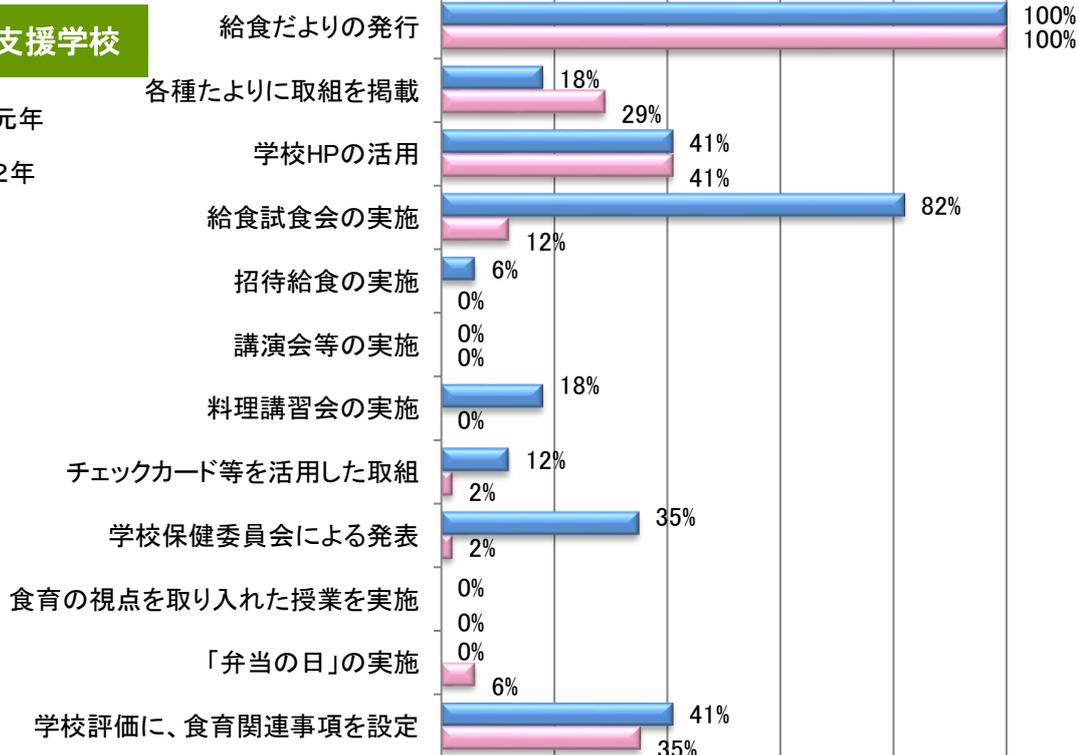
(1) 家庭や地域との連携に向けた取組の実施



特別支援学校

■ 令和元年

■ 令和2年



- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、給食試食会、招待給食、講演会、料理講習会、食育の視点を取り入れた授業の公開等を実施することが難しい状況となった。

しかし、社会環境や食生活が大きく変化する中で、学校は家庭や地域と連携し、食育に対する理解を進め、子どもに対する食育の取組が行われるよう、積極的に情報発信及び啓発等の働きかけを行うことが大切である。今後は、各地域の実情に応じ、各種たよりや学校のホームページの活用、SNSを通じた発信など、工夫した取組が必要である。

- ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。

学校評価における食育に関連した調査項目（朝食摂取等）は、家庭の教育力を高める要素をもつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解し、連携・協力した取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。

- 群馬県が提唱している毎月19日は「いただきますの日」は、国の第3次食育推進基本計画（農林水産省）の食育推進の目標である「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数を増やす」「地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす」とも相通じるものである。本取組については、各市町村、学校、地域が連携して取り組んでいただいているところであるが、今後ともその取組を充実、発展させていくことが期待される。



参照：第3次食育推進基本計画（農林水産省） <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/refer.html>

参照：毎月19日は「いただきますの日」の推進 群馬県

http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00003177.html